

佐野市立田沼東中学校いじめ防止基本方針

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むことを第一義として、家庭、地域及び関係諸機関等の協力を得ながら、社会総がかりで対峙することが求められる問題です。また、いじめの問題の解決には、生徒にいじめを絶対に許さないという意識と態度を育てることが大切です。

本校では、学校教育目標に掲げる「ひろく豊かな心を育てる生徒」を育むことにより、いじめを生まない環境を築くとともに、全ての生徒が生き生きとした学校生活を送ることができるよう教育活動を推進します。そのために、校長のリーダーシップのもと、全教職員がいじめの問題に対する感性を高め、組織的にいじめの未然防止・早期発見・早期対応・早期解決に向けて取り組んでいきます。

なお、重大事態が発生した場合には、佐野市教育委員会に報告し、連携を図りながら対応するとともに、佐野警察署等の関係機関に通報し、援助を求めます。

1 組織的な対応に向けて

- いじめ等の問題行動に対し、迅速かつ的確な対応をとるために、校長、教頭をはじめとする関係職員で構成する「いじめ対策委員会」を組織し、様々な教育活動を通じた未然防止対策を行うとともに、いじめが疑われる事態を把握した際は早期の解決に向け組織的に対応します。
- いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修や共通理解を図る場の設定を年間計画に位置付け実施し、全ての教職員の共通理解を図るとともに、具体的対応力の向上を図ります。

2 いじめの未然防止に向けて

- 生徒一人一人を大切にし、安心して学ぶことができる学級や学年、学校づくりに取り組みます。そのために、生徒がルールを守って安心して生活し、互いに支え合い認め合う「集団づくり」と、一人一人が主体的に学びに向かい、できた・分かったと達成感を味わえる「授業づくり」を推進します。
- 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることがないように、教職員の人権感覚を磨くとともに、指導に細心の注意を払います。
- 生徒を取り巻くSNSなどの現状把握に努めるとともに、ルールやマナー等について、保護者と連携して適切な指導を行います。また、インターネット上のいじめを防止し、効果的に対処することができるように、生徒や保護者に対する必要な啓発活動を実施します。

3 いじめの早期発見に向けて

- いじめや人間関係のトラブルで悩む生徒が相談しやすいよう、日頃から教職員と生徒が信頼関係を築くように心がけるとともに、日常の観察については、いじめ行為の発見だけでなく生徒の表情や行動の変化にも配慮します。
- 遊びやふざけ合いのように見えるいじめ、部活動の練習のふりをして行われるいじめなどの把握しにくいいじめについても、教職員間で情報交換をしながら早期発見に努めます。
- いじめの疑いがあることを認識した場合には、決して一部の教職員が抱え込むことなく組織的に対応します。
- いじめの兆候に気付いたときは、教職員が速やかに予防的介入を行います。
- 地域や保護者、関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深めます。
- 生徒、保護者、地域からのいじめに関する相談・通報の窓口を明確にします。

4 いじめの早期解決に向けて

- いじめられている生徒の精神的苦痛を共感的に理解し、心配や不安感を取り除くとともに、いじめられている生徒や保護者の立場に立って全力で守り抜くという姿勢を基盤に継続して支援します。さらに、生徒のもっているよさや持ち味に気付かせ、伸ばし自信をもたせるよう指導・援助します。
- いじめは、人権にかかわる重大な問題であり、決して許さないという毅然とした態度で指導に当たるとともに、いじめている生徒の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようにする指導を根気強く行います。
- 加害・被害の生徒だけでなく、周りの生徒に対しても適切な指導を行うことにより、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成します。
- 保護者、学校が協力関係を深めながら連携し、よりよい人間関係を築くために、それぞれの持ち味を生かし、協力し合いながら解決を図ります。
- いじめている生徒については、行為の善悪をしっかりと理解させるとともに反省させ、二度といじめることのないよう、学校組織として指導します。

5 重大事態への対応

- 佐野市教育委員会に報告するとともに、佐野警察署等の関係機関に相談・通報し、適切な援助を求めます。
- 該当いじめの対処については、佐野市教育委員会と連携し、外部専門家の協力を仰ぎながら原則として本校の「いじめ対策委員会」が中心となり、学校組織を挙げて行います。
- 速やかに学校としての再発防止策をまとめ、学校組織として着実に実践します。